

令和2年分確定申告(所得税・贈与税・消費税)を4月15日(木)まで受け付けています

【問合せ】▶新宿税務署(〒169-8561北新宿1-19-3) ☎(6757)7776

▶四谷税務署(〒160-8530四谷三栄町7-7) ☎(3359)4451へ。

国税庁ホームページ(☎https://www.nta.go.jp/)でもご案内しています。

◆ 申告には便利なe-Taxをご利用ください

e-Taxは国税庁ホームページからインターネット上で申告書等を作成・申告できるシステムです。e-Taxで申告する場合は下記の準備が必要です。

e-Taxの利用に必要なもの

パソコンの場合



+



マイナンバーカード

スマートフォンの場合



+



マイナンバーカード

読み取り対応スマートフォン

お持ちでない方は、税務署で取得したID・パスワードで申告できます。ID・パスワードの取得方法等詳しくは、税務署へお問い合わせください。

※インターネット上で作成した申告書等は、印刷して税務署へ郵送で提出することもできます(申告書等の作成にはマイナンバーカードやID・パスワードは不要)。

◆ 申告所得税、個人事業者消費税の口座振替日を延長します

●口座振替依頼書の提出期限は申告所得税・個人事業者の消費税いずれも4月15日(木)振替納税を希望する方は口座振替依頼書を税務署へ郵送で提出してください。口座振替依頼書は税務署で配布しているほか、国税庁ホームページから取り出せます。

【令和2年分の振替納付日】

税目	当初	延長後
所得税及び復興特別所得税	4月19日(月)	5月31日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	4月23日(金)	5月24日(月)

◆ 税理士による無料税務相談を実施します

相談には予約が必要です。事前に電話で空き状況を確認し、予約してください。

●東京税理士会四谷支部主催

【日時】3月22日(月)・24日(水)・25日(木)・26日(金)午後1時~4時

【会場】NK第8ビル(四谷3-7-6)

【申込み】電話で同支部 ☎(3357)4858(緊急事態宣言発出中は月・水・金曜日のみ受け付け)へ。

ウィズ新宿(男女共同参画推進センター)からのお知らせ

【問合せ】男女共同参画課(〒160-0007荒木町16、ウィズ新宿) ☎(3341)0801(日曜日、祝日を除く)へ。



男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」編集委員を募集

編集の基礎を編集の専門家から学びながら、男女共同参画に関する情報や区の取り組みなどを紹介する情報誌「ウィズ新宿」を区と協働で作りませんか。

【任期】5月~令和4年3月

【対象】経験は問わず、区内在住・在勤・在学の18歳以上で、編集講座・編集会議に毎回出席でき、ワードで文章作成ができる方ほか、7名程度。託児あり(未就学児)

●活動内容・日時

男女共同参画の基本的な知識と視点、情報誌の役割や企画の立て方、取材方法、読みやすい文章の書き方等を学び、企画立案、取材や記事の執筆等を行います。

▶編集講座…6月12日(土)・26日(土)午前10時~午後3時(全2日)

▶編集会議…7月17日・31日、8月21日、9月11日、10月2日・16日の土曜日午前10時~12時(全6日)

※いずれも男女共同参画推進センター(ウィズ新宿、荒木町16)で実施します。日時は変更する場合があります。交通費等は各自負担。

【申込み】所定の応募用紙を4月23日(金)までに男女共同参画課へ郵送(必着)または直接、お持ちください。選考の上、結果を5月21日(金)までにお知らせします。応募用紙と募集要項は同課・特別出張所・地域センター・区立図書館等で配布しているほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

バックナンバーは新宿区ホームページからご覧いただけます



▲ウィズ新宿138号(令和3年3月発行)

ウィズ新宿とパートナーシップ講座を開催しませんか 男女共同参画をテーマに区と協働でオンライン講座を開催する団体を募集

【募集期間】4月1日(木)~12月10日(金)

【対象団体】区内で継続的に活動し、構成員(10名以上)の半数以上が区内在住・在勤の団体

【対象講座】次の全てに該当する講座

- ▶YouTube配信などオンラインで実施し、令和4年3月28日(月)までに配信が完了する
- ▶男女共同参画をテーマとする
- ▶団体の構成員以外も受講できる
- ▶営利・宗教・政治目的でなく、受講料を徴収しない

【申込み】電話連絡の上、所定の申請書を配信開始希望日の3か月前までに男女共同参画課へ直接、お持ちください。申請書は同課で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。講師への謝礼が必要な場合は、区が基準に基づいて負担します。

3月は28日 第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設

【開設時間】午前9時~午後5時

【開設場所】区役所本庁舎1階(本庁舎1階の出入口が利用できます)

●取り扱い事務と注意事項

下記事務以外は取り扱いません。必要書類・本人確認書類等を事前に必ず担当係へお問い合わせの上、おいでください。

◆住民記録

▶転入・転出・転居・世帯変更の届出(前住所地の市区町村に確認が必要な場合は手続きできない場合があります。国外からの転入は取り扱いません)

▶マイナンバーカード(個人番号カード)・住民基本台帳カードによる転入届出(事前に前住所地でカードによる転出届出をする必要があります)

▶外国人住民の住居地届(在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書)が必要)

▶住民票の写し、住民票記載事項証

明書の交付(請求できるのは、本人か同一世帯の家族のみ。広域交付住民票の写しは発行できません)

- ▶不在住証明書の交付
- ▶印鑑登録申請・廃止の届出
- ▶印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証(カード)が必要)
- ▶マイナンバーカード(個人番号カード)の交付・届出等
- ▶公的個人認証(電子証明書の発行等)

▶特別永住者に関する申請等
【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601へ。

◆戸籍

▶戸籍届書の預かり(届書の内容確認等は翌開庁日に行います)

▶埋火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付
▶戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの交付(請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族(関係が確認できる戸籍等が必要)のみ)

▶身分証明書、不在籍証明書の交付
【問合せ】戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階) ☎(5273)3509へ。

◆国民健康保険

▶加入・脱退の届出

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

◆区税

▶課税(非課税)・納税証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)
【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

■国民健康保険の納付相談も実施します

やむを得ない理由で納付が困難な場合は、分割納付ができます。電話での相談も受け付けます。

火曜日は午後7時まで窓口を延長して受け付けています。

【開設時間】午前9時~午後4時30分
【開設場所・問合せ】医療保険年金課納付推進係(本庁舎4階) ☎(5273)4158へ。

新型コロナで収入が減少した世帯の方へ

3月31日(水)まで減免申請を受け付けています

- ◆国民健康保険料
- ◆介護保険料
- ◆後期高齢者医療保険料

※左記第4日曜日に開設する窓口では受け付けていません。

対象要件等詳しくは、事前にお問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

申請期限に余裕をもって申請してください。

【申請期限】3月31日(必着)

※後期高齢者医療保険料の申請期限は1月4日までとじていましたが、延長しています。

【問合せ】保険料減免担当(本庁舎4階、医療保険年金課内) ☎(5273)4189・FAX(3209)1436へ。